

中小企業庁 御中

意見書

2014年7月14日

NPO への／からの「出向」制度を創って頂きたい

【内容】

- ・中央省庁から NPO への出向制度を創設頂きたいです
- ・本年、人事院規則 2 1 - 0（国と民間企業との間の人事交流）及び人事院規則 2 1 - 1（交流基準）が改正され、NPO への出向は可能になったが、「交流」の位置づけでは給与は NPO 負担になるため、実際には活用が難しい制度となっています
- ・そこで、「民間派遣研修制度」等を活用し、給与は省庁が負担する仕組みにして下さい
- ・更に期間も、数週間から数ヶ月という短い間になってしまうので、これを最低 1 年という期間にし「お客さん」ではなく、仲間として業務にあたるようにして頂きたいです
- ・また、NPO 側から中央省庁に長期出向することも可能にすることも推進をお願いしたいです。

【理由 1：「現場を肌で分かる官僚」を育成できる】

- ・例えば外務省職員を、国際紛争地域で活動する NGO に出向させることで、リアルな紛争地域の肌感覚の分かる外交官を養成できます
- ・また例えば、中小企業庁職員を、資金繰りで苦勞している事業型 NPO に出向させ銀行回りをさせることで、リアルな資金ニーズとあるべき金融サポートの形を体で知る職員を養成できます
- ・NPO は社会課題の最前線にいます。そこは学びの宝庫です。そこで得た経験を踏まえ、現場と矛盾しない制度設計が可能となり、国益に資すると思います。

【理由 2：「政策言語を話せる NPO」を育成できる】

- ・せっかく良い現場 NPO による実践があっても、彼らが政策担当者に通じる言葉で実践のポイントを伝えられなくては、効果的に制度化していきません

・例えば、訪問型病児保育はフローレンスによって生まれた問題解決モデルですが、当時、厚労省と適切に私たちがコミュニケーションできなかったため、ポイントを外した不完全な制度化が行われてしまい、3年で事業が無くなりました。（現在も形だけはメニューがあるが、使われていない）

・NPO側が官僚機構で働き、その内在論理を学ぶことにより、実践を効果的に政策化する術を学べます。それは、一つの地域で生まれたソーシャルイノベーションを、全国的にスケールアウトする方法としては、最も効果的であると言えます

以上

NPO 法人 Etic. 代表理事 宮城治男

NPO 法人ソーシャルベンチャー・パートナーズ東京 代表理事 岡本拓也

認定 NPO 法人フローレンス 代表理事 駒崎弘樹

人事院規則 2 1 - 0（国と民間企業との間の人事交流）及び人事院規則 2

1 - 1（交流基準）の一部を改正する人事院規則案の概要

I 改正内容

1 人事院規則 2 1 - 0（国と民間企業との間の人事交流）

(1) 対象法人の追加

改正後の国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成 11 年法律第 224 号。

以下「官民人事交流法」という。）第 2 条第 2 項第 4 号の規定に基づき既に指定されている信用金庫連合会及び労働金庫に加え、監査法人、弁護士法人、医療法人、学校法人、社会福祉法人、日本赤十字社、消費生活協同組合、特定非営利活動法人並びに一般社団法人及び一般財団法人を官民交流の対象法人とするよう規定を整備する。

(2) 国等の事務又は事業に類する事務又は事業

改正後の官民人事交流法第 2 条第 2 項第 4 号の規定に基づき、法令の規定に基づく指定、認定その他これらに準ずる処分又は国若しくは地方公共団体からの委託を受けて実施する国若しくは地方公共団体の事務若しくは事業に類するものとして、以下のものを指定するよう規定を整備する。

ア 法令の規定に基づく指定、認定その他これらに準ずる処分を受けて実施する特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 2 項に規定する特定独立行政法人をいう。以下同じ。）又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 2 項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の事務又は事業

イ 特定独立行政法人又は特定地方独立行政法人からの委託を受けて

実施する特定独立行政法人又は特定地方独立行政法人の事務又は事業

ウ 法令の規定に基づく指定、認定その他これらに準ずる処分を受けて実施する試験、検査、検定その他これらに準ずる事務又は事業であつて、国若しくは地方公共団体又は特定独立行政法人若しくは特定地方独立行政法人以外の者の事務又は事業

(3) 官民交流の実施に関する計画への記載事項

(1)で追加された法人との間で官民交流を行う場合は、当該法人との官民交流の実施に関する計画に以下の事項の記載を求めるよう規定を整備する。

ア 官民交流を通じて官民人事交流法の目的を達成できると判断した理由

イ 官民交流をしようとする日前5年間に係る年度における、

- ① 官民交流をしようとしている民間企業における事業の運営のために必要な経費の総額及び国等の事務又は事業の実施等（注）から得ている収益の総額
- ② 交流派遣予定職員が所属することとなる部門又は交流採用予定者が所属していた部門における収益の総額及び国等の事務又は事業の実施等から得ている収益の総額（交流採用予定者が所属していた部門に係るものについては、交流採用予定者が所属していたそれぞれの年度に係るもの）

（注）「国等の事務又は事業の実施等」による収益とは、以下の事務又は事業の実施等による収益をいう（2において同じ。）。

① 法令の規定に基づく指定、認定その他これらに準ずる処分又は国若しくは地方公共団体からの委託を受けて実施する国若しくは地方公共団体の事務又は事業の実施

② 1(2)のアからウまでに掲げる事務又は事業の実施

③ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 2 条第 1 項に規定する補助金等

2 人事院規則 2 1 - 1（交流基準）

(1) 民間企業の部門との人事交流の制限

官民人事交流法第 5 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、人事交流の制度の適正な運用のため必要な事項として、以下の通り、1 (1) で追加された法人との間で行う官民交流についての制限に関する規定を整備する。

ア 交流派遣をしようとする日前 5 年間に係る年度のうちいずれかの年度において、交流派遣予定職員の派遣先予定企業に、その事業による収益の主たる部分が国等の事務又は事業の実施等によるものであると認められる部門がある場合には、当該部門の業務に従事させるために当該派遣先予定企業への交流派遣をすることができないこと。

イ 交流採用をしようとする日前 5 年間に係る年度のうちいずれかの年度において、交流採用予定者の所属する民間企業に、その事業による収益の主たる部分が国等の事務又は事業の実施等によるものであると認められる部門がある場合には、当該年度において当該部門に所属したことがある当該交流採用予定者の交流採用をすることができないこと。

(2) (1) の制限の特例

上記(1)のア又はイに該当する場合においても、公務の公正性の確保に支障がないと人事院が認めるときは、特例として人事交流を行うことができるよう規定を整備する。

II 施行期日

国家公務員法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 22 号）の施行の日